

公開見積競争公告

次のとおり公開見積競争に付します。
令和8年7月28日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

1. 公開見積競争に付する事項

- (1) 件 名：衛星データ解析用ワークステーション 1式 賃貸借
- (2) 賃貸借期間：令和8年9月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 仕様：仕様書による。
- (4) 履行場所：仕様書による。

2. 競争参加資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「賃貸借」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別途留意事項にて示す契約等に当たっての注意事項を遵守し、暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 次のイ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する者ではないこと。
 - イ 国立研究開発法人国立環境研究所の役員経験者が再就職している又は課長相当級以上の職の経験者が役員等として再就職している場合
 - ロ 総売上高又は事業収入に占める国立研究開発法人国立環境研究所との間の取引割合が3分の1以上である場合

3. 競争参加の方法等

別途示す「公開見積競争（特例随意契約）参加にあたっての留意事項」によるので、必ず参照すること。

4. 本公開見積競争に関する質問

(1) 質問書受領期限及び提出場所

令和8年7月31日（金）17時00分まで

〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所総務部会計課契約第一係 及び 当研究所HP上

TEL 029-850-2775 FAX 029-850-2388

（担当：反甫）

- ### (2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）による。電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする（データ送付先: chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（衛星データ解析用ワークステーション 1式 賃貸借）（担当：反甫）】とすること。

5. 回答書閲覧期間及び場所

令和8年8月5日（水）10時00分から令和8年8月17日（月）17時00分まで当研究所HP上（本ページ）において閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。

6. 参考見積書及び競争参加に必要な書類の提出

(1) 提出書類

- ①参考見積書（仕様書に示す項目に関する機器を具体的に記載すること。また、賃貸借期間は令和8年9月1日から令和10年3月31日（合計19か月）で計算し、

- 月額が分かるように記載すること。)
- ② 2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類（全省庁統一資格の写し）
 - ③ 2. (5) に示す誓約書（過去に提出していない場合）
- (2) 提出期限：令和8年8月5日（水）17時00分まで
- (3) 提出場所：4. (1) に示す場所
- (4) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【参考見積書の提出（衛星データ解析用ワークステーション 1 式 賃貸借）（担当：反甫）】とすること。

7. 本見積書の提出

- (1) 提出期限：令和8年8月17日（月）17時00分まで
- (2) 提出場所：前項に同じ。
- (3) 提出方法：書面の持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする）によるものとする。電子メールによるデータ（PDF 形式）の送付も可とする（データ送付先:chotatsu@nies.go.jp）。なお、電子メールによる提出の場合は、自社の担当者以外の者（担当部長等の見積書提出の決裁権者等）を CC の宛先に含めるとともに、メールの件名を【本見積書の提出（衛星データ解析用ワークステーション 1 式 賃貸借）（担当：反甫）】とすること。
- (4) 留意事項：6. (1) ①参考見積書と同様に仕様書に示す項目に関する機器を具体的に記載すること。また、賃貸借期間は令和8年9月1日から令和10年3月31日（合計19か月）で計算し、月額が分かるように記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

見積書の提出方法、競争参加資格、仕様等の要求要件を全て満たし、仕様書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、本見積書に記載された見積金額が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った競争参加者を契約相手方とする。

9. その他

- (1) 本公開見積競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積書は無効とする。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否
要とするので、契約相手方は、契約書（案は別紙のとおり）が契約担当者等から交付された際はこれに記名押印し、速やかに契約担当者等に提出しなければならない。
- (5) 契約相手方の公表
本件の調達件名及び数量、契約締結日、契約金額、契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号、競争参加者の人数等が公表されることについて同意するものとする。

(別紙)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 大島 義人（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 衛星データ解析用ワークステーション 1 式 賃貸借
2. 契 約 金 額 総額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
月額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
3. 賃貸借期間 自 令和8年9月1日 至 令和10年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所 別添仕様書のとおり

(総則)

第1条 乙は、甲に対し物件の賃貸借を行うものとし、甲はその代価として代金を支払うものとする。

(物件及び引渡)

第2条 物件及びその納入場所は次のとおりとし、甲の検収完了をもって物件の引き渡しがあったものとする。

[物件の表示]
仕様書のとおり

[納入場所]
仕様書のとおり

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(契約期間の変更)

第4条 甲は、法令及び予算の範囲内で頭書に規定する契約期間を変更することができるものとする。

2 前項の期間変更は、甲が乙に対し通知する方法で行うものとする。

(完了報告)

第5条 乙は、賃貸期間中の暦月を単位とした、当該月終了後、すみやかに甲に契約履行完了の旨を書面により報告しなければならない。

(検査)

第6条 甲は、前条の報告を受けた後10日以内に検査を行わなければならない。

(賃貸借料の請求及び支払の方法)

第7条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受領した日から翌月末までに月額契約金を支払うものとする。

(物件の使用及び管理)

第8条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を本来の用途に従い使用・管理を行うものとする。

2 甲は、故意または重大な過失によって物件に損害を与えた時は自己の負担で修復するものとする。

(物件の原状変更)

第9条 甲は物件に直接他の機器を付加する等して物件の原状を変更しようとするときは、予め文書により乙の承諾を得るものとする。

2 前項により、契約書記載事項を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、契約の変更を行う。

(解約の申し出)

第10条 甲及び乙は、互いにやむを得ざる事情が発生したと認められるときは、両者協議のうえ、本契約を解約することができる。

2 前項の解約申出は、解約予定日の3ヵ月前までに文書により行うものとする。

(保険契約)

第11条 乙は、物件について賃貸契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結するものとし、その費用を負担する。

2 甲は、全ての偶然なる事故により、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する損害金の支払義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲または乙は、次の各号に該当し相手方から損害を与えられた場合、これにより生ずる損害の賠償を請求できるものとする。

(1) 甲が故意あるいは、重大な過失により賃貸物件に損害を与えた場合。

(2) 甲または乙が、第10条の規定に基づき本契約を解約した場合において損害が生じたとき。

2 前条第3項の場合において、乙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

(担保責任)

第13条 甲は、乙が本契約履行のために納入した物件について、契約の内容に適合しない

ものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第3条、第18条又は第19条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第15条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第14条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第16条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第14条又は第15条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(物件の返還)

第17条 甲は、記の3に定める契約期間の満了及び第10条、第14条の事由により契約が終了した場合は、物件を速やかに甲の費用負担により乙に返還するものとする。

(守秘義務)

第18条 乙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に洩らしたり、または他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 19 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその他の内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等項が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第 7 項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第 1 項及び第 2 項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第 20 条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行に疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 大島 義人 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第3条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：